

国と連合会の保存する記録のいずれかに突き合わせる記録が
見つからない事案のサンプル調査結果等について（案）

平成 24 年 2 月 28 日
年金局・日本年金機構

1. 調査の概要

(1) 調査対象

国の保有する厚生年金被保険者記録と、企業年金連合会が保有する厚生年金基金加入員記録で、突き合わせる記録が現時点で見つからないものについて、平成 23 年 11 月から 12 月にかけて、日本年金機構において「国記録なし、連合会記録あり」の事案 500 件を抽出。また、企業年金連合会において「国記録あり、連合会記録なし」の事案 200 件を抽出し、個々の記録が不突合となっている原因の確認を行った。

(2) 調査結果の概要

○主な原因（別添）

【国記録なし、連合会記録あり】

基金番号相違が全体の 32%を占めている。以下、基礎年金番号相違(28%)、種別相違(19%)等となっている。

【国記録あり、連合会記録なし】

基金番号相違(22%)、突合対象外(対象期間が全て代行返上期間であるもの等)(20%)、一時金支給者(推定)(21%)、解散・返上前死亡等(推定)(19%)等となっている。

2. 調査結果を踏まえた今後の作業方針等

(1) 突き合わせる記録が見つからない原因の確認等

【国記録なし、基金(連合会)記録あり】

日本年金機構において、基金(連合会)記録を基に、国記録と突き合わせる記録が見つからない原因(基金番号相違等)の確認を行い、その原因が確認できたものについて国記録を訂正し、厚生年金基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)へ回付する。

【国記録あり、基金(連合会)記録なし】

日本年金機構において、突合対象外の記録を除去するとともに、国記録の内容(基金番号等)に誤りがないか再確認を行い、誤りがある場合は国記録を訂正し、基金等へ回付する。また、国記録に誤りが無いことを確認できた場合は、その記録を基金等へ回答する。

※ 上記作業によっても原因等が確認できず突き合わせる記録が見つからない記録がある場合には、別途整理する。

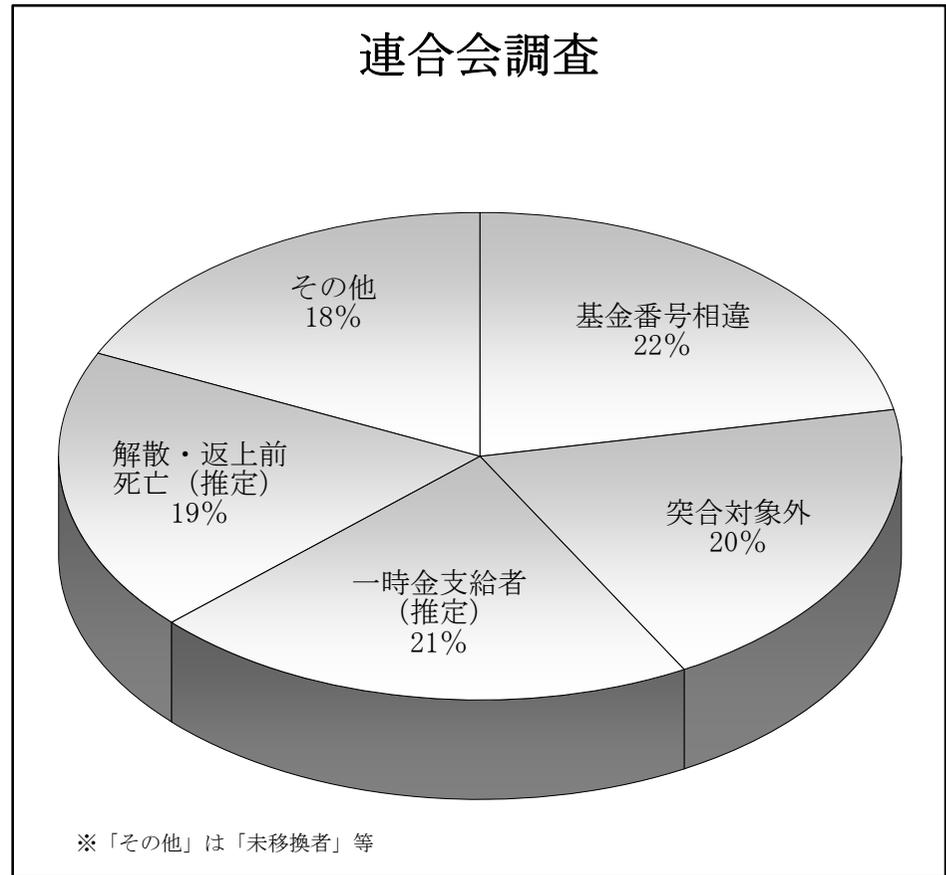
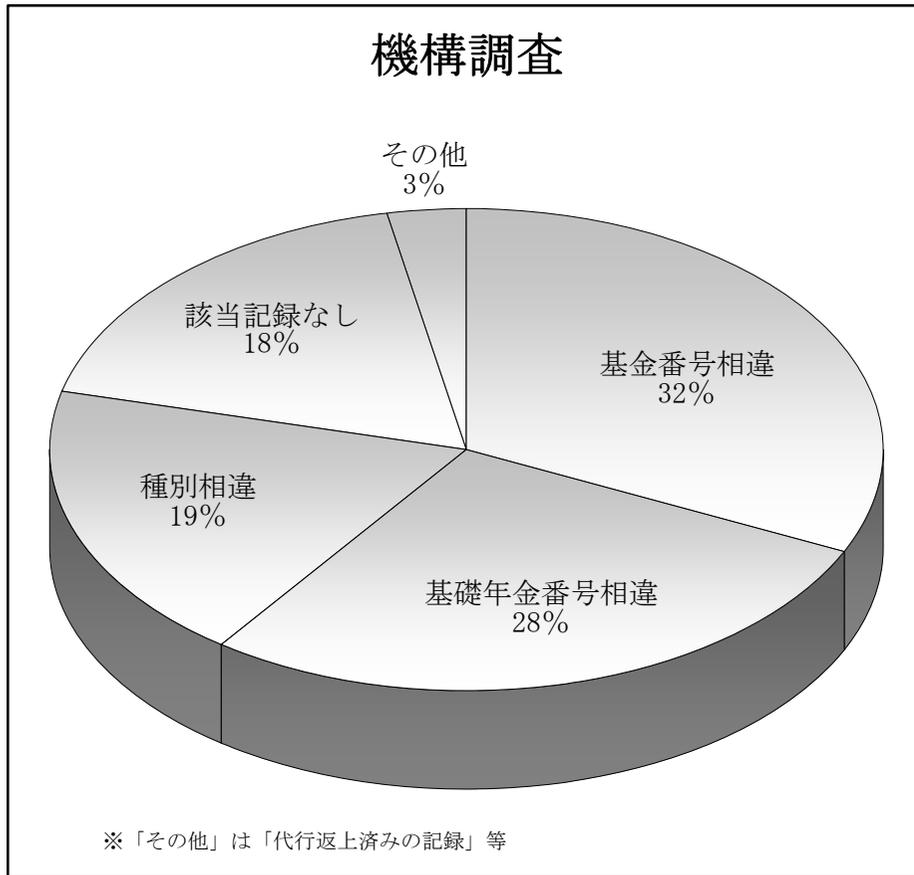
(2) 基金への指導

各基金に対し、「国と基金のいずれかに突き合わせる記録が見つからない事案がある場合は、当該事案を速やかに日本年金機構に審査依頼を行う」よう指導する。

連合会記録と国の記録のいずれかに突き合わせる記録が見つからない事案のサンプル調査結果

○国記録なし、連合会記録あり

○国記録あり、連合会記録なし



※ 機構調査の割合は、該当する国記録あり(10%)を除外した数値。